

健康増進法の一部改正に基づく町施設の区分表

番号	施設の名称	国で定める施設区分	実施時期
	( ) 内は通称名または併設施設名		
1	役場（庁舎）	<p><b>敷地内禁煙</b> 【第一種施設】</p> <p>※屋外で受動喫煙を防止するため、必要な措置を行った場所に喫煙場所を設置することができる。</p>	<p>令和元年 (2019年) 7月1日～</p>
2	総合センター（コミュニティセンター）		
3	総合センター（公民館）		
4	総合センター（児童館）		
5	総合センター（保健センター）		
6	総合センター（老人福祉センター）		
7	教育センター（シルバー人材センター、観光協会）		
8	子育て支援センター（北保育所内）		
9	心身障害児通園施設（北保育所内）		
10	消防本部（署）		
11	上下水道課（庁舎、配水場）		
12	保育所（2ヶ所）		
13	小学校（4校）		
14	中学校（3校）		
15	郷土資料館（南中学校内）		
16	放課後児童クラブ（16クラブ）		
17	ふれあい福祉センター（社会福祉協議会、まつぼっくり）		
18	けんかつ出張所（県民活動総合センター内）	<p><b>原則屋内禁煙</b> 【第二種施設】</p> <p>※屋内での喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日～</p>
19	ふれあい活動センターゆめくる		
20	ふれあい活動センターゆめくる（ゆめくる出張所）		
21	中央会館		
22	安心安全ステーション（2ヶ所）		
23	消防コミュニティセンター（2ヶ所）		
24	図書館		
25	パブリックルーム（ユニクス内）		
26	給食センター		
27	第一中継ポンプ場		
28	浄水場		
29	クリーンセンター		
30	各区民会館、集会所など		